

金融ビッグバンにおける自己責任論の批判的検討

藤 田 安 一*

はじめに —— 問題の所在 ——

- I 規制緩和と自己責任
 - II 金融機関の自己責任論の台頭
 - III 護送船団行政と金融機関における自己責任意識の欠如
 - IV 金融ビッグバンと消費者の自己責任論
 - V 住友銀行の紹介責任訴訟
 - VI 金融機関の公共性と社会的責任
 - VII 公的資金の導入と金融機関の自己責任
- おわりに

はじめに —— 問題の所在 ——

ごく最近まで、現在および今後の日本社会を読み解くキーワードとして、国際化、高齢化、高度情報化などがあげられていた。しかし、今日では、これに加えて「自己責任」という言葉が強調されつつある。あたかも、来たる21世紀は、まちがいなく自己責任の時代だと言わんばかりに、自己責任という用語が私たちの回りに氾濫してきている。例えば、つぎのように。

「それから、自分の家計設計を見直すことです。保険、預金、ローン、年金と、バランスを考えて組み直す。これからは、銀行員や生保レディを当てにせず、自分で調べなくてはダメ。彼等のいいなりになると、とんでもないことになりますからね。これからは、すべて自己責任の時代なんです。」⁽¹⁾ (傍点は引用者)

さらに、いま私の手元に、「心の安らぎを求めて」というサブタイトルをつけた『自己責任時代のライフプラン指南』という本がある。そこには、つぎのように書かれている。

「多くの日本人の傾向として、これまでは他人もしくは集団に依存しながら自己の存在を認識してきたきらいがあります。その代わりに帰属意識をもって所属する集団の期待に応えてきたのです。しかし、いまやそうした人間関係だけでなく、自己責任が問われはじめてきています。すなわち、所属する集団と個々の関係を維持発展していくために、自己の責任を明確にして自律的に果たしていくことが21世紀の生き方といえます。」⁽²⁾ (傍点は引用者)

みるように、「自己責任は21世紀の生き方」とまで強調されている。そして上記の著書は、この自己責任の原則にもとづいて、いかに家庭生活を送っていくか、いかに生きがいや働きがいをもつか、はたまた、人生最後の大往生をいかに準備するかに至るまで、懇切にいねいに説いている。

*FUJITA Yasukazu 経済学（財政金融論，日本経済論）専攻

以上のように、べつに目新しい言葉ではないこの「自己責任」が、なぜ今、声高に叫ばれてきているのか。それは、現在の社会および今後の社会にとって、どのような意味をもつのか。本稿の課題は、このような問題意識のもとに、「自己責任」を、主に現在の金融制度改革いわゆる金融ビッグバンとのかかわりで検討し、それが現在の社会の中で果たしているイデオロギー的役割を明らかにすることによって、今後の日本社会のあり方を考える手がかりにしようとするところにある。

I 規制緩和と自己責任

経済学的には、ケインズ主義的福祉国家を批判する新古典派経済学、マネタリズムや合理的期待形成学派などのサプライサイド経済学を理論的基礎に、政治的には、1980年代初頭からイギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権、日本の中曽根政権に代表される権力をバックに、資源の効率的配分を、もっぱら市場における自由競争のもとで実現しようとする考え方が急速に台頭してきた。それを新自由主義と呼び、A・ギャンブルは新自由主義の特徴を、「自由経済の伝統的自由主義擁護と国家権威の伝統的擁護の結合である」⁽³⁾と述べている。

規制を敵視し、市場メカニズムの働きを過度に評価する、この新自由主義の原理にもとづいて、当然のことのように近年、社会のあらゆる分野にわたって強力に規制緩和がすすめられている。本稿のテーマにある「自己責任」との関連で言えば、この規制緩和論には、失敗のリスクを自ら負う「自己責任」社会を確立することによって、はじめて市場競争が促進され効率性も高まるという考えがつきまとっている。ゆえに、必ずこの種の考え方には「自己責任」が強調されることになる。

たしかに、商品交換社会の中で自己責任という概念は、商品やサービスを提供する側の自己責任と、その商品やサービスを提供される側の自己責任との2通りの意味をもっている。しかし、本稿の「はじめに」でみたように、いま声高に叫ばれている「自己責任」は、明らかに後者の商品やサービスを提供される者、すなわち消費者の自己責任に重点がおかれていることは言うまでもない。

この消費者の自己責任を規制緩和と政策との関連で論じれば、つぎのような鈴木淑夫氏の主張となる。

「規制緩和で消費者が豊かになれるということですが、それはそのとおりで、規制緩和して競争を促進すれば、安いもので質のいいものが出てくるわけです。」⁽⁴⁾と、規制緩和を無条件で肯定しておいて、すぐさま次のように述べる。

「消費者に言いたいのは、そのようにさまざまな品質、さまざまな値段のものが出てきて、選択の幅が広がるということは、消費者の選択が難しくなることでもあるわけです。その場合、規制緩和して市場メカニズムを貫徹させるということですから、これは消費者も自己責任でよく調べて、自分の好みに合った質で安いものを買わなければいけないわけです。ところが、日本の消費者というのは、それで変なものをつかむと、すぐに監督不行き届きだといって監督当局を非難する。すると、それを得意になって代議士が国会でしゃべる。すると、びっくりして、行政は規制を強化するということの繰り返しをしています。絶対にこれからそういうことをしてはいけません。」⁽⁵⁾ (傍点は引用者)

こうした消費者の自己責任が強調されるようになったきっかけは、1993年9月に発足した首相の私的諮問機関「経済改革研究会」(座長・平岩外四経団連会長)がまとめた中間報告「規制緩和について」(1993.11.8)にある。

この中間報告は、新自由主義の競争原理による市場経済重視という基本原理に立って、その妨げ

となっている公的規制を大幅に緩和・撤廃することをねらいとしていた。中間報告では、この公的規制を経済的規制と社会的規制の2種類に分け、「需給調整の観点から行われている参入規制、設備規制、輸入規制及び価格規制」などの経済的規制は原則として廃止し、「安全・健康の確保、環境保全、災害の防除などの社会的見地から行われる」社会的規制は、必要最小限にとどめるとした。

このうち後者の社会的規制の緩和は、消費者の安全性や生活環境の悪化をもたらす危険性をもつだけに、極めて深刻な問題であった。とりわけ、中間報告では、消費者に対する保護の見直しを強調するために、「自己責任」を持ち出して、つぎのように述べた。

「消費者保護のために行われる規制は、自己責任原則を重視し、技術の進歩、消費者知識の普及などを踏まえ、必要最小限の範囲、内容にとどめる。」⁽⁶⁾

今まで、これほどまで明確に、消費者の自己責任を強調した公文書はなかったといつてよい。それだけに、この中間報告はセンセーショナルであった。

しかし、中間報告が出された1993年から1999年の現在に至るまで、社会的に消費者の自己責任のみが一方的に強調されたかといえば、決してそうではない。むしろ逆に、商品やサービスの提供者の自己責任が厳しく問われた時期がある。それは、バブル経済の崩壊にともなって明らかになった金融機関の金融・証券不祥事をきっかけとしていた。この事情を、つぎのようにみておこう。

II 金融機関の自己責任論の台頭

わが国は1986年の「円高不況」を短期間のうちにクリアーし、早くも1987年には景気の回復基調に入った。にもかかわらず、それ以降1990年の上期まで、政府は公定歩合を2.5%に据え置く超低金利政策をとりつづけた。企業はこの超低金利時代に「転換社債」や「ワラント債」などエクイティ・ファイナンス (equity finance, 新株発行による資金調達) のための巧妙な手段を使い、低コストで過剰な資金調達を行い設備投資や土地投資を拡大するとともに、株式投資などの金融資産投資、いわゆる「財テク」を活発におこなった。都市銀行を中心とする大銀行は、自らこうしたマネー・ゲームを積極的に展開し、土地や株を転売することによって投機的利得を獲得すると同時に、これら企業や不動産会社に対して、土地や株式などの担保価値を慎重に審査せず、異常な貸出し競争にしのぎを削り、地価や株価の暴騰に象徴されるバブル経済を創り出したのである。

こうした銀行や証券会社による収益至上主義的な経営戦略の必然的帰結として、小口投資家を犠牲にした大口投資家への損失補填や、暴力団と癒着した株の仕手戦での株価のつり上げとそのため融資、都市銀行による架空預金証書の偽造と、それをもとにした不正融資等、数々の金融・証券スキャンダルが発生した。

まず、証券会社による損失補填は、1988年9月期から91年3月期までの間に大企業を中心に延べ787件、2164億円の巨額にのぼることが明らかになった。さらに、野村證券と日興證券が、広域暴力団である稲川会前会長に値上がり前の東急株を信用取引で売り、その後、取引決済のための関連会社である野村ファイナンスと日興クレジットから、同株券を担保にそれぞれ数百億円を融資した事実が明るみに出た。

一方、銀行では日本興業銀行が関連ノン・バンクなどととも、暴力団とのつながりが指摘されていた料亭の女将に、東洋信金の架空預金証書などを担保に5000億円にものぼる資金融資を行っていた。また、富士銀行や東海銀行、協和埼玉銀行では、架空預金証書を偽造しノン・バンクから巨額の資金がひき出され不正融資が行われていた。さらに、住友銀行が社長以外多数の役員を送り込

み、巨額の融資を行っていた中堅商社イトマンが、ゴルフ場や絵画取引に2500億円の資金をつぎこみ、そのほとんどが闇に消えた事件など、およそ表面化した事件だけでも、金融機関の反社会的・反公共的行為の多様性とその規模の大きさに驚かされる。

こうした行為が、しいては銀行自身にも負の遺産として重くのしかかり、巨額な不良債権を生み出した。もちろん、その責任は金融機関自身にあることは言うまでもないが、同時に大蔵省や日銀など金融当局に対する金融行政の批判へと発展していった。とりわけ、1995年末から96年にかけての国会での住専問題の議論と不良債権処理に6850億円にのぼる公的資金の投入は、金融機関の自己責任と金融行政のあり方をクローズアップさせた。

それへの対応として、大蔵省は1995年12月に、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」と題する報告書を取りまとめ、「今後の金融行政のあり方及び金融機関の経営について、大胆な転換を行う必要がある」との認識を示した。そして、当時の大蔵大臣・武村正義氏は1995年までの金融行政の欠陥を、次のように指摘している。

「1984年の『日米円・ドル委員会報告書』以来、金融の自由化・国際化が急速に進展したにもかかわらず、行政において従来の金融機関の経営基盤の安定を重視する保護的規制行政から市場機能重視の行政への転換が遅れ、それが、金融機関の経営における自己責任意識の不徹底の一因となったことは否めない。特に、……バブル経済期において、異常な金融の量的膨張を金融機能の発展と錯覚し、金融機関が必要なリスク管理を怠る一方、行政当局においても事前のチェック機能を果たせなかったことは十分に反省しなければならない。さらに、ともすれば業界との相互信頼に基づいてきめ細かな行政を進めていく姿勢が、不透明な行政として批判につながってきたことも事実である。」⁽⁷⁾

そして、今後の金融行政が依拠する原則と目指すべき方向は、次のようなものであるとした。

「次の2つの原則、すなわち、第1に、金融機関において自己責任原則を徹底すること、第2に、行政当局において市場規律を機軸として透明性の高い行政を行なうことが肝要である。……金融機関経営の安定のためには、金融機関自らがリスク管理能力を高めていかなければならない。また、監督当局としても、自己責任原則を徹底し、市場規律が十分に発揮される透明性の高い、新しい金融システムを構築していく必要がある。」⁽⁸⁾ (傍点は引用者)

このように1990年代半ばになると、不良債権の処理をめぐる、がぜん金融機関の自己責任が強調されるようになる。およそ不良債権は、金融機関が作り出したものである。地価や株価が上がりつづけるという見込みのもとで、金融機関が土地投機や株式投機に走り、膨大な資金を注ぎ込んだが、そのもくろみははずれて地価や株価が暴落し、融資がこげついたために生じたものである。国民には何の関係もない。それなのに、このバブルの後始末を金融機関は自らの責任で行おうとせず、住専の不良債権処理にみられるように、公的資金という名の国民の税金によって処理された。この金融機関と行政側の無責任な態度に国民の批判が集中し、それへの対応が、上記の大蔵大臣の談話にみられるとおり、これまでの金融行政の反省であり、今後、金融機関の自己責任原則を徹底させるという決意表明であったのである。

しかし、こうした「金融機関の自己責任」が、「消費者の自己責任」にすりかえられていくのは、日本での金融ビッグバンの実施と深い関係がある。

この金融ビッグバンと消費者の自己責任論との関連を考察する前に、なぜ従来わが国の金融機関が自己責任意識を著しく欠いていたのか、その理由についてみておこう。

Ⅲ 護送船団行政と金融機関における自己責任意識の欠如

これまでの金融機関が自己責任意識を失っていた要因は、以下の5点に要約することができよう。第1は、ともかく大蔵省の意向に沿おうとする経営姿勢が濃厚であったこと。

金融業は、大蔵省の免許事業であり、その規制や監督を大蔵省から大きく受けているが、こうした金融秩序やシステムが壊れた場合でも自らそれを自助努力で正す以前に、すべてを大蔵省の意向に沿おうとする姿勢、これが自らの経営を自分たちで改革して守るという姿勢を欠き、横並び意識の中ですべてを行うことに終始することになった。

第2は、貸し手の有利さを利用した謙虚さのない経営を行っていたこと。

長期間、資金不足の時代が続いたため、企業や個人の金融機関から容易に資金を調達したいという銀行志向の流れの中で、銀行は絶えず上から下をみる習慣に慣れ浸っており、経営を自分で守るという姿勢に欠けていた。いいかえると貸し手の有利さを武器にして、権力に対する過信を生じ、それが自己責任というきわめて基本的な経営の原理・原則を失わさせることになった。

第3は、本来、経営のチェック機能として働くべき組織が、無能力であり無気力であったこと。

金融機関の経営に対する牽制組織として、株主総会、労働組合、監査役制度等がある。しかし株主総会は、行員株主が総会屋まがいの議事進行役をつとめ、株主の自由なる発言を封じている現状では、形骸化、セレモニー化している。また労働組合にしても、執行委員の一部には、自己の昇進・昇格の舞台と考え、また人事部も巧みに彼らの出世欲を利用して行内世論操作の一部と考えるとところもある現状からみると、到底経営陣に対する牽制組織の存在になりえない。また本来取締役の業務執行に関する監査権のある監査役は、当然のことながら経営内部での牽制組織たる存在にならねばならないが、その多くはトップに迎合し、本来の機能を果たしているとはいえない存在と化してしまっていた。

第4は、天下り役員やローテーション役員によって傍観経営・日和見経営が行われていたこと。

トップを含め経営陣に天下り役員やローテーション役員が多くなるにつれ、任期在任中を事なかれに終始する傍観経営、日和見経営が行われ、長期的な経営戦略とビジョンを欠く無責任経営が行われることになる。自分たちの在任中の業績さえ良ければ、というきわめて利己的な自己本位の経営に終始することになる。そこには減点主義、事なかれ主義の管理体制が確立し、自由なる発想や行動は、「妥協性がない」「これまで前例がない」という理由で排斥されてしまうことになる。

第5は、バブルの追風の中での目標必達、効率主義による安易な計数目標達成による安堵感の中で、経営に対する危機意識が欠如してしまっていたこと。

行内においては相変わらずの合議、稟議システムによる責任の回避、根回しシステムが横行している。そこでは、自由なる意見や発想を持つ者は追放され、その結果、入行した時に創意工夫のある个性的で優秀な行員も年数を経るにつれ、事なかれ主義に陥り、無気力集団が台頭してくることになった。

以上、護送船団方式に代表される行政の金融機関保護のやり方が、金融機関に行政への依存体質を生み、自らの経営に対する自己責任意識を弱め、無責任経営を助長させていたことは明らかであろう。したがって、今後、金融機関が経営の立て直しによって社会的信用を回復するためには、なによりもまず、金融機関が従来の反省のうえに立って自己責任意識を強めることが不可欠の課題となる。

しかし現実には、これとは逆に、行政側にも公的資金の投入によって金融機関に対する過保護体制を存続させていこうとする動きがあり、また金融機関もその保護に依然として依存しようとする傾向にある。その典型を、私たちは預金保険制度の最近の運用にみることができる。

そもそも、1971年に創設されたわが国の預金保険制度では、預金保険機構が行う業務は、金融機関の破綻に際して、預金者への保険金の直接支払いに限定されていて、破綻金融機関を救済するための資金援助はできないことになっていた。

ところが、1980年代に急速に進展する金融自由化を背景に、これまでのわが国の預金保険制度の理念が、大きく変更されるのである。すなわち、1986年5月の預金保険法の改正によって、預金保険制度は、破綻金融機関を救済する金融機関に対して、資金援助（資金の貸付や金銭の贈与等）を行なえることとなった。これによって、預金者保護と金融機関保護とを分離して、預金者保護を目的として導入されたわが国の預金保険制度は、資金援助をとおして金融機関を保護する制度に変えられていくことになる⁹⁾。

さらに、重要な預金保険制度の改正が、1996年と97年に行われた。その内容は、預金保険機構が、破綻した金融機関を吸収合併する金融機関への資金援助の対象を、2001年までの5年間に限るとはいえ、一般預金だけでなく銀行の資本勘定以外の全ての負債にまで拡大したことである。しかも、この改正によって、預金保険機構が不良債権を直接買い取ることができるようにしたため、同機構が「不良債権の最終処分場」となる可能性がでてきた。

また、1997年の改正では、従来の預金保険機構による資金援助の対象を、破綻した金融機関を吸収合併する金融機関に限っていたのを、経営困難な銀行同士が合併して新銀行をつくる場合にまで拡大した。そうすると、これほどまでに拡大した資金援助を預金保険機構の財政では、まかないきれなくなる恐れが生まれ、預金保険機構を利用した新たな公的資金導入につながる危険があった。

この危険性が現実化したのが、昨年（1998年）2月の補正予算の成立であり、この予算には、銀行への公的資金を導入すべく30兆円が含まれていた。

30兆円にもほる公的資金導入の内容は、預金保険機構の財政基盤の強化を図る目的で、①預金保険機構に金融機関の発行する優先株の買い取り資金として、3兆円の国債と10兆円の政府保証を与え、さらに、②預金保険機構に破綻金融機関の預金を全額保護するため、7兆円の国債と10兆円の政府保証を付与する、というものであった。

さっそく都銀など21行が、この公的資金を受けようと預金保険機構に申請した。しかし、こうした一連の公的資金導入が、あまりにも従来の護送船団方式そのものの金融行政であったので、さすがにマスコミは、「市場原理どこ吹く風」という見出しで、つぎのように批判したのである。

「預金保険機構の金融危機管理審査委員会は8日から都銀など21行が申請した公的資金投入について審査を開始するが、金融システム安定に向けた一連の手続きは市場原理の徹底や公平性を掲げた日本版ビッグバン（金融制度改革）の流れに逆行するものが目立つ。国際標準どころか時代遅れと思える。」⁽¹⁰⁾（傍点は引用者）

みるように、金融機関が自ら生んだ不良債権や経営破綻を処理するために、国民の税金など公的資金を投入して金融機関を救済する。——このような金融機関の保護を最優先させるやり方といい、公正で透明なルールにもとづかない日本独自のやり方といい、いずれもフリー・フェア・グローバルな金融市場をめざす金融ビッグバンのスローガンとは、ほど遠いものであることは明らかであろう。

ここに、一挙にビッグバン下の金融行政の問題点が明るみに出た形となった。金融機関に自己責任意識を育てるのが、今後の金融行政の中心的課題だったはずではなかったか。それにもかかわら

ず、現在では金融機関の自己責任よりも消費者の自己責任の方が声高に叫ばれている実態がある。それは、何故なのか。この点を、つぎに金融ビッグバンとの関係で明らかにしておこう。

IV 金融ビッグバンと消費者の自己責任論

橋本首相は1996年11月、6大改革の目玉の1つとして金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバン構想を打ち出した。そこでは、Free（市場原理が働く自由な市場）Fair（透明で信頼できる市場）Global（国際的で時代を先取りする市場）の3原則を金融システム改革のスローガンにし、2001年までに東京をニューヨークやロンドンに並ぶ金融市場として再生する目標を掲げた。

こうして、いよいよ日本においても昨年（1998年）から2001年にかけて、大胆で急激な金融システムの大改革＝日本版ビッグバンが始まった。このビッグバンは、単に銀行、証券、保険会社など金融機関の規制緩和を進めるだけではない。外国為替や会計制度から税制、商法、雇用慣行まで、およそ金融システム全般を、国際基準（グローバル・スタンダード）に合わせて徹底的に改革することを目的としている。

予定どおり、こうした金融システム改革が実施されていけば、株式売買手数料や金融商品の設計は自由になるばかりか、銀行、証券、保険会社の相互参入は促進され、銀行、証券、保険という業態の枠を越えた再編が急速に進んでいく。さらに、持株会社の解禁や外資系企業の参入が、この再編を加速させ、体力のない金融機関に淘汰を迫るのは確実であろう。

事実、ビッグバンの波は、早くも私たちの眼前で金融機関の相つぐ破綻という形で現れている。1997年11月の三洋証券の会社更生法適用申請に始まった金融破綻の波は、北海道拓殖銀行の北洋銀行への営業譲渡、山一証券の自主廃業、徳陽シティ銀行の仙台銀行などへの営業譲渡や日本長期信用銀行の経営破綻へと広がっていき、まさに止まるところを知らない感がある。

それにつれて、自己責任をとる主体が金融機関側から、その利用者である消費者にすりかえられ、消費者の自己責任が強調されはじめるのである。そしてこの頃から、きまって金融ビッグバンに関する手ごろな解説書には、金融機関を利用する者の自己責任が、つぎのように強調されるようになる。

「ビッグバン実施後は金融機関の自由競争が促進され、優勝劣敗による金融機関の淘汰が進み、敗者となった金融機関の経営破綻が数多く発生することが懸念される。また、ビッグバンによる抜本的な規制緩和は、金融行政が金融機関の参入規制、商品規制など事前予防的規制が後退し、事後的監視強化の方向への転換を迫ることになる。そうした中で、預金者、個人投資家、保険契約者等の消費者は取引先の金融機関や金融商品・サービスの選択とその結果に関して、厳しく自己責任を求められるようになっていく。」⁽¹¹⁾（傍点は引用者）

「ビッグバンで、金融資産の運用方法は多様化し、様々なチャンスが増加したことは事実です。しかしそれは、「自己責任」の原則と裏腹の自由です。これからはとにかく、自分自身でよく勉強して決める時代です。セールスマンのせいにはしないこと。他人の言うことをそのまま信じるのは危険なのです。」⁽¹²⁾

現在わが国では、この個人金融資産の55.7%が銀行や郵貯などへ預貯金として向けられ、株式や投資信託、債券への投資は11.9%となっている。一方、アメリカでは預貯金は16.1%で、株式や投資信託、債券への投資は43.1%である（表1、表2、表3、および図1を参照）。したがって、1200兆円といわれる日本の個人金融資産を、アメリカのようにもっと投資に向かわせ、証券市場を活性化させることが、金融ビッグバンのねらいの1つとなっている。

今後、この莫大な個人金融資産の獲得をめざして、外資系を含めた激しい金融機関どうしの競争が、規制緩和・自由化のなかで展開されるため、元本保証のないリスクの高い金融商品が、続々と売り出されていく可能性がある。金子 勝氏は、こうした事態での国民の投資行動を、すべての人にギャンブラーになれと言うに等しいと述べて、つぎのように述べている。

「規制緩和のの名の下にセーフティーネットを外してゆくと、市場が不安定化するために自己決定の領域は著しく狭まってしまう。たとえば主流経済学者は、ビッグバン後は自らが失敗のリスクを負う「自己責任」原則で貯蓄・投資をしなければならないと主張する。しかし、毎日のように乱高下する株価や通貨を眼前にして、人々がなしうる自己決定とはギャンブラーのそれに他ならない。つまり市場の不安定性を問題にすることなく、市場競争の下では失敗すれば自らリスクをとるべきだとする主流派経済学の主張は、すべての人にギャンブラーになれと言うに等しい。」⁽¹³⁾

表1 日本の個人金融資産の構成

(単位：%)

	70年	75年	80年	85年	90年	95年
預貯金	61.8	64.1	63.9	57.7	53.8	55.7
生命保険・信託等	19.7	18.3	19.8	23.5	29.1	32.4
間接金融計	81.5	82.4	83.7	81.2	82.9	88.1
債券	5.2	6.2	7.5	7.5	3.9	2.3
投信	1.7	1.6	1.5	2.9	4.2	2.7
株式	11.6	9.8	7.3	8.4	9.0	6.9
直接金融計	18.5	17.6	16.3	18.8	17.1	11.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 『ファイナンス』1997年7月号。

表2 米国の個人金融資産の構成

(単位：%)

	70年	75年	80年	85年	90年	95年
預貯金	28.1	36.4	33.5	30.0	24.2	16.1
年金	13.2	18.4	21.0	27.0	30.3	30.9
生命保険・信託等	15.3	14.7	12.2	10.4	10.4	9.9
間接金融計	56.6	69.5	66.7	67.4	64.9	56.9
債券	11.3	10.9	10.2	11.4	13.0	10.7
投信	2.1	1.5	2.4	5.1	7.2	9.3
株式	30.0	18.1	20.7	16.1	14.9	23.1
直接金融計	43.4	30.5	33.3	32.6	35.1	43.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 『ファイナンス』1997年7月号。

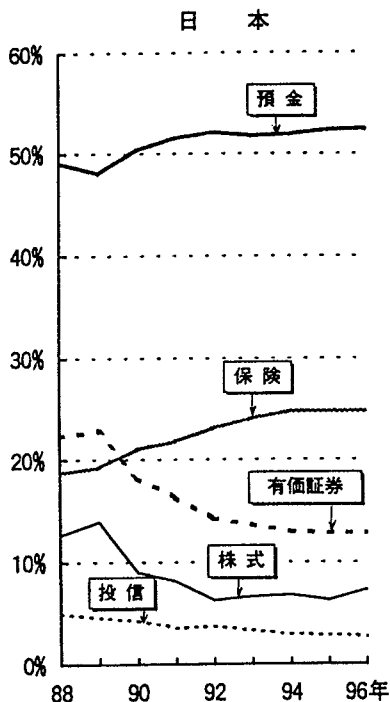
表 3 日本における貯蓄の種類別構成比

(単位：%)

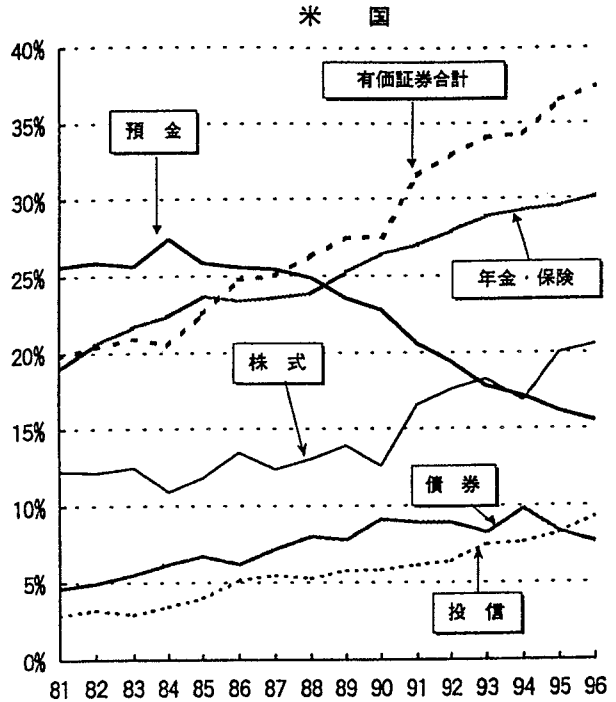
	貯蓄総額	預貯金	貸付 金銭信託	簡易 生命保険	個人 年金	有価 証券	債 券	株 式	投資 信託	財形 貯蓄	金融 商品 その他
1990年	1,181	46.5	5.5	19.4	2.7	16.2	2.8	10.6	2.8	2.8	6.9
1991	1,165	51.1	6.0	18.8	2.1	16.0	2.1	11.1	2.8	3.0	3.1
1992	1,259	54.7	6.0	18.2	2.1	13.6	2.1	9.3	2.2	2.7	2.7
1993	1,300	50.2	6.4	19.8	3.5	14.4	2.5	9.5	2.4	2.9	2.8
1994	1,300	51.6	5.9	19.8	3.5	12.8	2.5	7.9	2.4	3.2	3.1
1995	1,287	53.8	5.4	20.0	3.9	11.3	2.2	7.0	2.1	3.2	2.3
1996	1,301	55.0	4.2	20.2	4.6	11.8	2.1	7.6	2.1	3.0	1.2
1997	1,347	56.1	3.8	21.0	4.8	10.3	1.8	6.8	1.7	2.9	1.1
1997年の 実績(万円) 前年比	1,347	755	51	283	65	139	24	92	23	39	15
	3.5	5.4	Δ7.3	7.6	8.3	Δ9.2	Δ11.1	Δ7.1	Δ14.8	0.0	0.0

(出所) 『貯蓄と消費に関する世論調査』1997年。

図 1 日米両国における個人金融資産構成比の推移



(出所) 日本銀行『資金循環勘定』。



(出所) FRB, Flow of Funds.

このギャンプラー的行動によって国民の側に被害が出るが、そのことで、金融機関の自由な経済活動が妨げられるようなことになっては困る。被害の責任は国民にかぶってもらって、国民自身が金融商品を選ぶ眼が足りなかったとあきらめてもらいたい。——このような金融機関側のイデオロギー的役割を担って、消費者の自己責任が、つぎのように強調されるのである。

「将来の財産形成のために投資を勧められ、結果として財産を失った場合、これまでの発想ですと、まず勧めた相手もしくは会社を責めるでしょう。しかし、これは自己責任の考えからいくと間違いです。最終的に決断したのは自分ですから相手を責めるのはお門違いというものです。」⁽¹⁴⁾

このように金融ビッグバンは、従来の護送船団方式から自己責任への大転換であると宣伝され、金融機関の自己責任から、それを利用する消費者の自己責任へと、その強調点が移しかえられていく契機となった。

そもそも自己責任とは、商品交換社会における契約の自由という観念から生まれたもので、契約の当事者どうしは対等でなければならぬということが、その前提となっている。しかし、金融の専門家集団である金融機関と素人である消費者個人とが、対等の契約者であると想定すること自体が問題である。

この問題性が、最も鋭いかたちで表面化したのが、つぎのような、バブル経済とその破綻にともなっておこった各種の金融トラブルであった。

銀行が顧客に十分な説明もしないうちに土地や株、ゴルフの会員権などをすすめ、その資金を融資したが、その後の地価や株価の暴落、ゴルフ場の倒産によって、顧客が銀行へ資金の返却ができなくなったケースが続出した。なかでも、裁判に持ち込まれたケースで最も多かったのが、変額保険をめぐるトラブルであり、全国で600件にもおよぶ裁判がおこされている。

この変額保険とは、もっぱら株式によって運用される保険商品で、従来の定額保険とは違い、死亡時の最低保障こそあるものの、生命保険会社の運用がうまくいかず損失が出れば、それは全額加入者の損失とされる。いわば、変額保険は保険とは名ばかりで、むしろ証券投資信託商品と類似性を持ち、極めてリスクの高い商品である。

このような性格をもった変額保険を、バブル経済期に銀行員がそのリスクの説明も不十分なまま、顧客に「相続税対策になるから」と勧めて加入させたのである。その際、顧客は保険料を一括して保険会社に払い込むために、多額の金を銀行から借りるのだが、その際にも銀行員は、「いま保険の運用成績がよいので、その解約返戻金で銀行からの借入金を返済すればよい」ともちかける。その言葉を信じて加入したものの、その後の株価の値下がりによって保険の運用成績は落ち込み、期待した解約返戻金は少なく、銀行への返済ができなくなってしまったのである。

しかし裁判において、銀行は一貫して借り手の自己責任を主張し、貸し手である銀行側の責任を決して認めようとはしない。ここに、先進国では判例として確立しつつある貸し手責任（レンダー・ライアビリティ）を認める流れに逆行する、日本の銀行の無責任さがある。

さらに日本での特徴は、行政側の無責任さが付け加わって、銀行取引における消費者保護法・制度が全面的に欠落していることにある。この点、アメリカの証券取引法やイギリスの金融サービス法が、株、債権、ゴルフ会員権、保険に至るまで誤解をまねく売り込みや取引の禁止、広告の制限、違法の際の損害賠償に至るまで、消費者保護を規定しているのと極めて対称的である。

このように、わが国の場合には、消費者に自己責任を求めるにしても、そのための前提条件の整備は極めて不十分である。したがって今後、金融ビッグバンが強力に実施されていけば、本来、金融機関が負うべき責任を、その利用者である消費者が一方的に負わされる危険性は、ますます増大

していくことになるであろう。

V 住友銀行の紹介責任訴訟

こうした金融機関の無責任さを明るみに出し、それを追求した注目すべき訴訟が、1998年6月に起こされた「住友銀行の紹介責任訴訟」である。住宅金融債権管理機構が、住友銀行を相手に、同銀行が不正な融資紹介で旧住専に損害を与えたとして、総額48億3300万円の損害を住友銀行に求める訴訟を東京地裁に起こしたのである。この訴訟の結果は、1999年2月1日、住友銀行が旧住専への融資紹介のなかに、法定責任を否定しきれない事実があったことを認め、住宅金融債権管理機構に和解金30億円を支払うことで合意し決着した。

この場合の訴訟は、銀行に対する責任のうち、銀行が住専の母体行として、住専7社に業績の悪化した取引先を紹介し、融資を肩代わりさせたことによって、住専に多額の損害を与えた、いわゆる紹介責任を問うたものである。住宅金融債権管理機構が紹介責任を追求できる案件をリストアップしたところ、134件のうち住友銀行がなんと72件と、他の母体行と比較してだんぜん突出した多さであった。

この72件のうち、提訴に踏みきったのは、住友銀行が借り主を紹介し住専2社に融資させた最も悪質な、つぎの3件のケースであった。

1つ目は、住友銀行青葉台支店が、株の仕手集団「東洋商事」に転貸されることを隠して、旧住専の地銀生保住宅ローンに融資先として顧客の歯科医を紹介したケース。青葉台支店は、同時期にやはり株の仕手集団「光進」などにも不正な融資媒介をして、支店長が出資法違反で逮捕されている。その責任を取って、住友銀行では当時の磯田一郎会長が辞任した。

2つ目は、住友銀行岐阜支店が、マンションを建てる眼鏡・貴金属店の経営者への融資を、旧住専の「住総」に媒介したケース。この件では、支店長自ら住総に嘘をついて、資金需要者には返済能力があるとする虚偽の内容の文書を作成、交付した。

3つ目は、住友銀行京都支店が、ある会社のリゾートホテルの事業のために、地銀生保住宅ローンに融資紹介したケース。資金需要者の劣悪な財務状況を正確に説明せず、却ってその事業が順調であるかのように紹介した。⁽¹⁵⁾

住宅金融債権管理機構社長・中坊公平氏は、1998年7月の第1回口頭弁論において、次のように住友銀行を批判した。

「この裁判は住友銀行の損害賠償責任のみを問うものではない。わが国の主要な金融機関の経営者が銀行の公共的責務についてどのような認識を持っているかを明らかにし、認識を改めてもらわなければならない。」⁽¹⁶⁾

これに対して住友銀行側は、その翌月、準備書面で「訴訟によってモラルを問うというのは独自の思い込みである。裁判所はモラルを問う場所ではない。そのような声を押し通そうとするのは司法界の偉大な先人の言われた『世間の雑音』である」と反論した。⁽¹⁷⁾

そして、住友銀行側の主張は終始一貫して、「当行と住専の間は私人間の契約だから、契約の自由の原則があり、当事者が納得した以上は何も問題はない」⁽¹⁸⁾とするものであったという。

中坊氏は、こうした住友銀行の対応について、つぎのように述べている。

「金融界が自らの行動にけじめをつけようという姿勢は全く感じられない。これは怖い状態だと思う。この点を無視してブリッジバンク（つなぎ銀行）などを作って大丈夫だろうか。銀行経営者

が、銀行の持つ公共性を建前としながら、本音のところでは法律に違反しなければ何をしてもいいとの経営をしてきたことは、日本社会の不透明性を象徴する。そうした本音と建前の使い分けが、この国を閉塞（へいそく）させている最大の原因だ。」⁽¹⁹⁾

このように中坊氏は、反社会的行為を犯しても開き直る銀行の本音と、たえず口さきだけでは社会的責任を重んじる銀行の建前との使い分けを厳しく批判した。

ちなみに、住友銀行はどのような建前をもっているのだろうか。ちょうど私の手元に住友銀行の「事業精神」と「経営理念」とがあるので、ここに紹介しておこう。

「〈事業精神〉

当行は、明治28年の創業以来、「事業は社会の公器」という見地に立って、銀行の果たすべき社会的使命を全うすることに最大限の努力を払い、「信用を重んじ堅実を旨とし、進取を尊ぶ」という事業精神に則った経営を行ってきました。一方で近年、経済や金融構造が急速かつ大きく変化するとともに、社会やお客さまの求める企業像、個人の職業観といった社会全体の価値観も大きな変貌を遂げています。このため、当行としても従来にも増してお客さま本位の立場に立ち、社会と調和した、また人間尊重の経営を行っていくことが必要と考え、平成5年には、住友の伝統的な事業精神を時代の変化に沿って読み直し、当行が今後めざしていく企業の姿を示すとともに、業務を行ううえでの座標軸となるものとして、次のような『経営理念』をあらためて明確化しました。

〈経営理念〉

住友銀行は、質の高い金融サービスの提供により、お客さまの信頼にこたえるとともに、健全な事業の伸長を通じて広く内外社会の発展に貢献する。このため、

第1に、信用と社会的責任を重んじ、健全な経営を行う。

第2に、先進性、独自性、合理性を重視し、進取の経営を行う。

第3に、お客さま本位の経営を行う。

第4に、人間尊重の精神に則り、自由闊達な行風を創る。

第5に、高い見識と専門性を備えた、清廉な人材を育成する。」

このわずか10数行にも満たない事業精神と経営理念のなかに、「社会の公器」「社会と調和した経営」「人間尊重の経営」「社会的責任を重んずる経営」「お客さま本位の経営」など、他の金融機関のそれとも共通な、ふんだんに耳ざわりの良い言葉が散りばめられている。

しかし、金融機関の実態はどうであったか。私の手元に大蔵省銀行局が作成した『金融機関別不祥事件発生状況』という内部資料がある（表4を参照）。それによると、1989年から1992年までに銀行あるいは銀行員が引き起こした内部不祥事の合計件数は1811件、1393億円で、横領や着服、不正貸し出しなど事件の種類と件数、金額などが明らかにされている。このうち、都市銀行や長期信用銀行など大銀行が関与した不祥事の割合は、なんと50%近くにのぼっている。

それが、1990年代初頭に、バブル経済の崩壊をきっかけとして、いっせいに金融機関や証券会社の不祥事が明るみに出たのである。いわゆる、偽造預金証書の発行やそれを担保とする不正融資などの不祥事が、同時多発的に起こった。まずその発端は、1991年6月の大手証券会社による巨額の損失補填の発覚であった。つづいて、富士銀行や日本興業銀行を舞台とする巨額の不正融資事件。さらに、住友銀行とそれをメイン・バンクとする商社との出資法違反事件など、そうそうたる都市銀行が、この種の事件に名を連ねた。

確かに、過去にも社会に衝撃を与えた金融・証券不祥事は存在した。しかし、その多くは職員に

表4 金融機関別不祥事件発生状況

(単位：件、百万円)

種 類 別	業種別	89 年		90 年		91 年		92 年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
集 金 預 入 金 手元現金等 横 領 着 服	銀 行	39	1,123	42	1,114	17	104	12	81
	第二地	19	128	27	1,133	19	421	21	404
	信 金	58	2,363	30	718	38	1,089	49	707
	計	116	3,614	99	2,965	68	1,287	82	1,192
預金証書、無 断担保、流用 不正、預金解 約、払出等	銀 行	36	1,264	48	1,206	56	7,439	48	1,928
	第二地	13	189	10	369	16	201	7	1,854
	信 金	10	255	1	12	17	221	26	4,723
	計	59	1,708	59	1,587	84	7,844	81	8,505
浮 貸 不 正 貸 出	銀 行	17	4,339	7	2,344	17	12,571	44	7,398
	第二地	20	1,367	20	1,151	37	10,631	13	7,041
	信 金	12	172	4	74	15	3,278	13	609
	計	49	5,878	31	3,569	55	21,390	70	15,048
現 金 紛 失 現 金 盗 難 等	銀 行	117	737	156	1,819	136	41,645	101	8,750
	第二地	28	170	36	76	60	234	54	2,087
	信 金	68	5,466	34	95	96	1,930	95	1,761
	計	213	6,373	226	1,990	269	43,752	250	12,598
合 計	銀 行	209	7,463	253	6,483	226	61,758	205	18,157
	第二地	80	1,854	93	2,729	132	11,487	95	11,386
	信 金	148	8,256	69	899	166	6,518	183	7,801
	計	437	17,573	415	10,111	476	74,273	483	37,344

(注)本表は、不祥事件が判明し、その金額がおおよそ確定した段階での当局への報告に基づいて整理したものである(但し、信金の90年分については1月から6月まで)。

よる個人的な詐欺行為の域を出るものではなかった。だが、今回の金融・証券不祥事は違っていた。明らかに、金融機関および証券会社による組織的な不法行為であったところに特徴がある。それだけに、これら不祥事が社会に与えた影響は極めて深刻であった。したがって、金融機関の公共性とそれに基づく社会的責任が、厳しく問われたのは当然であった。

私たちが金融機関の社会的責任について考えれば考えるほど、金融機関が自らかかげる理念とその実態とのズレを痛感するものはない。

VI 金融機関の公共性と社会的責任

これまで、金融機関は他の企業よりも高い公共性を有するとして、比較的強い社会的規制の対象とされてきた。とくに銀行は、他の私企業に比べて、一方でその預金の受け入れ業務によって、不特定多数の国民に貯蓄手段を提供し、他方、貸出し業務によって、多くの経済主体に対して重要な資金の供給を行ない、総じて、資金の供給者と需要者との間の円滑な資金移動を可能にし、一国の生産および消費の規模と方向を決定している。

したがって、いったん銀行のこうした公共性が失われる事態がおきると、たちどころに、金融・通貨システムに対する信用を失墜させ、社会経済全体の混乱へと発展する。こうした事例は、1920年代末から30年代初頭におけるアメリカや昭和初期のわが国の金融恐慌をはじめ、多くの歴史的経験が示すところである。

さらに、現在の銀行をとりまく金融自由化・国際化の進展にともなって、銀行間の競争は激化し、資金調達コストの上昇がもたらされ、収益面での余裕を狭め不確実性のリスクが大きくなるため、銀行はますますその公共性を発揮する基盤を弱めるであろう。しかも、そのことは銀行の国民経済への影響力を低めるどころか、ますます増大する過程のなかでおきるため、銀行の行動と国民経済とのコンフリクト（矛盾）を強めざるをえない。

今後の銀行は、その規模の拡大と業務の多様化によって、好むと好まざるとにかかわらず、社会に与える影響力の増大はさけられないのである。国民経済を動かし続ける資金循環のなかで、銀行の占める地位は、もはや不可欠という以外にない。その要因は、つぎの諸点に求めることができよう。

第1に、金融機関に対する国民の期待の増大と多様化である。

かつてのように国民は、虎の子の預金を預け、主にその預金保護を銀行に期待しているだけでなく、現在、所得や貯蓄や消費が量的に増大し、また多様化していくなかで、銀行にはそれに対応する良質な金融サービスの提供を求めている。

1960年代の後半にはいり、IC（集積回路）を用いた第3世代のコンピューターが登場するや、大銀行は競ってこれを導入し、預金・内国為替業務を中心に、コンピューターと営業店の端末機を通信回線で直結して即時処理するオンライン・システムへと移行していった。こうしたオンライン化によって、営業店の後方事務の集中化がすすみ、それだけ事務センター等の事務集中部門のウエイトが人的にも機能的にも高まるに至った。そして、オンライン化による労働生産性の上昇と事務処理コストの低減は、どの支店でも入出金が可能なネット・サービス預金や総合口座、給与振込みおよび公共料金の自動振替え、クレジット・カード等々の新たな商品・サービスの供給を可能にし、銀行業務の「大衆化」「多様化」を促進させた。

第2に、産業構造の転換にともなう企業の金融機関への要請である。

高度経済成長を支えた重化学工業の過剰設備や原油高による石油多消費型の素材産業などの急激な競争力低下は、1970年代後半以降、わが国の産業構造の転換を促した基本的要因であった。大企業の「減量経営」に伴ってすすめられた、いわゆる重厚長大型産業構造から半導体、集積回路、LSI（大規模集積回路、Large Scale Integration）、マイクロ・コンピューターなどの先端技術産業への転換である。企業は新たな産業分野開拓のための金融支援を金融機関に求める一方で、企業は自らの高蓄積と80年代の金融の自由化・国際化によって調達した過剰資本の運用先を確保するため、

金融機関に対して各種の金融商品の開発を求め、資本の「証券化」を要請していった。

第3に、国際化の進展に対する金融機関の対応である。

日本企業の急速な海外進出に伴う多国籍企業化の進展は、銀行の活動領域を大幅に拡大しつつある。さらに、非居住者の対日投資の自由化による外資の導入、外為法改正にともなう海外からの資金調達自由化による大量の外貨の流入など、外為法改正を契機とした国際化が多様な形態で進行している。当然ながら、これらは日本の金融機関に国際金融市場と外国金融機関との恒常的な接触を余儀なくさせ、時に国際的金融摩擦を引き起こすことは避けられない。そのたびに、わが国の銀行はその経営理念と行動規範の見直しを迫られることになるであろう。

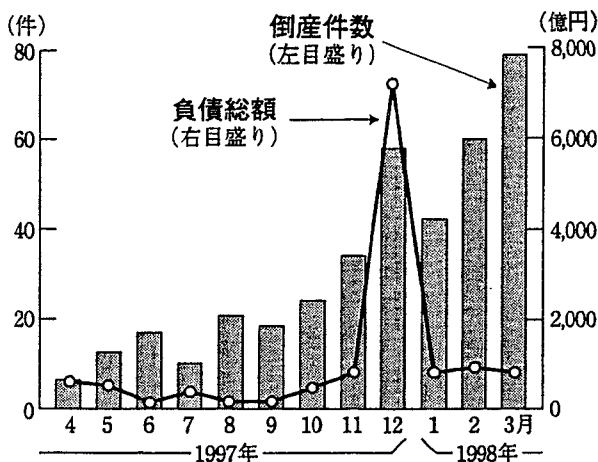
ともあれ、現在みられように、金融の自由化・国際化が急速に進展することによって、ますます銀行業務が国内外の諸団体・諸個人との結びつきを強め、文字どおりグローバルな展開を示すと、その影響は広範囲におよび、各国の金融システムに重大な結果を招くことになる。だからこそ、銀行にとって公共性を確保することは、他の私企業のそれ以上に重要な意味をもっている。現代における銀行の社会的責任とは、まさにそのような銀行の公共性の自覚に基づいていると言えよう。

それにもかかわらず、現在わが国の銀行が、この公共性の自覚に著しく欠けており、つぎにみるような重大な社会問題をひき起こしているのは、ゆゆしき事態であると言わなければならない。

すなわち、バブル期に土地や株などへの過剰投機に走った銀行が、今では一転して「貸し渋り」である。そのため、現在、銀行の貸し渋りを原因とする企業倒産が、深刻な社会問題となっている。具体的には、銀行の貸し渋り傾向が強まるなか、資金繰りに苦しむ中小企業経営者が、「商工ローン」など高金利の借入に手を出し、連帯保証人を巻きこんで経営破綻をひきおこす例が多発しているのである。

大阪中小企業家同友会の調査によれば、金融機関の貸し渋りを受けた企業が31.8%と3割を超え、今後貸し渋りがあり得るとした企業の25.2%を加えると、なんと6割近い企業が貸し渋りを覚悟していることが明らかになった。

図2 「貸し渋り倒産」の推移



(出所) 帝国データバンク調べ (『朝日新聞』1998年5月11日付より)。

この貸し渋りによる企業倒産の実態は、図2にみられるように、民間信用調査会社である帝国データバンクの『全国企業集計』によると、1998年3月の「貸し渋り倒産」は79件発生し、前月を19件(31.7%増)、前年同月を68件(618.2%増)とそれぞれ大幅に上回った。この結果、集計開始の97年1月以降で最高だった前月(60件)を上回り、過去最悪の記録を更新した。また、97年1月以降の「貸し渋り倒産」の累計は407件、負債総額1兆2911億円に達したのである。

ここには、金融ビッグバンをひかえた現在の銀行が、その生き残りをはかるために、猛烈な貸し渋りと強

硬な債権回収に走っている姿が浮きぼりにされている。不良債権の処理も十分に進まないなかでの金融ビッグバンの実施が、いかに危険なものであるかがわかるであろう。

以上のように、バブル期には土地や株などへの過剰な融資。バブルがはじけた現在では一転して「貸し渋り」。——このような一貫性を欠如した銀行の行動は、どうみても公共性を自覚したものとは言えまい。

Ⅶ 公的資金の導入と金融機関の自己責任

先に述べた住友銀行の紹介責任訴訟で注目すべきことは、いつも公共性を口癖のように言い、金融機関の社会的責任をアピールしていた住友銀行が、はからずも最低限の社会的責任すら感じていなかったという実態が暴露された点である。このような銀行に公的資金を投入して、経営を救済する必要があるのか。疑問が出てきて当然であろう。

中坊公平氏は、銀行への公的資金投入を「ドブにカネを捨てる」ようなものだとして厳しく批判して、つぎのように警告を発している。

「住友銀行だけでなく、他の銀行も大体同じような主張だ。公共性を忘れた責任なき自由論ではだめだ。金融再生プランを実行しても、銀行が受け皿として適格性を欠くようでは、ドブにカネを捨てることになる。今こそ、日本国中で倫理観が充満してこなければならぬのに、逆現象が起きている。」⁽²⁰⁾

1995年末から96年にかけてのいわゆる住専国会において、住専の不良債権を処理するために6850億円の国民の税金が公的資金として投入されることが決定されてまもなく、1998年2月には、「金融機能安定化緊急措置法」と「改正預金保険法」が成立し、30兆円の公的資金が銀行の不良債権処理のために投入されることが決まった。それが、わずか7カ月後の10月には、「金融機能再生関連法」と「金融機能早期健全化緊急措置法」の成立により、なんと60兆円にもおよぶ公的資金が銀行に投入されることになった。

この公的資金60兆円の内訳は、①預金者保護のための17兆円、②金融機関の破綻処理策として国有化に移行するために国が株式を強制取得するための18兆円、③早期健全化のために破綻前の金融機関に資本注入するため、優先株、劣後債などを購入する資金として25兆円がそれぞれ充当されることが決まったのである。さっそく、この法律もとづいて、今年(1999年)3月には富士銀行、第一勧業銀行、三和銀行、住友銀行などの大手銀行15行に対し、総額7兆4592億円におよぶ公的資金の投入が行われた。この額は、昨年(1998年)3月の時の投入額に比べ、実に4倍にものぼっている。

バブルに踊って金融機関自らがつくり出した不良債権の処理に、こうして国民の税金が使われることについての従来からの批判に加えて、現在では、年々莫大な業務純益を上げているにもかかわらず、唯々諾々と公的資金を受け取る銀行への批判が高まりをみせている。事実、表5に明らかのように、わが国の銀行の業務純益は年々増加しており、1995年と96年には、いずれも6兆円を超えているのである。

他方、家計部門が受け取る利子や配当などの額は、年々減少の一途をたどっている。すなわち、図3にみられるように、家計部門が利子・配当など財産所得の受取額から支払額を差し引いた純受取額は、1993年の22兆円から1996年には15.6兆円へと、6.4兆円あまりの減少となった。しかし反対に、金融機関はこの間に、17兆円から24.3兆円へと7.3兆円も増加している。以上の家計部門と

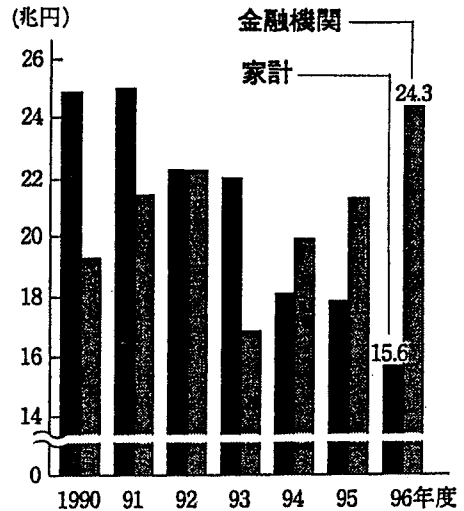
表5 全国銀行業務純益の推移

(単位：兆円)

	全国銀行	都市銀行	信託・長信銀行	地方銀行
1989年度	3.4	1.5	0.7	1.1
90年度	2.8	1.4	0.4	1.0
91年度	3.7	1.9	0.5	1.2
92年度	4.6	2.5	0.7	1.4
93年度	4.4	2.3	0.7	1.2
94年度	4.4	2.0	0.7	1.7
95年度	6.7	3.4	1.2	1.9
96年度	6.3	2.6	1.8	1.8

- (注) 1) 業務純益とは1989年度中間決算より適用されたもので銀行本来の業務から生じた利益をあらわす。
 2) 地方銀行は第二地銀も含む。
 (出所) 全銀連『全国銀行財務諸表分析』。

図3 家計と金融機関の財産所得の純受取額



(出所)『日本経済新聞』1997年12月16日付夕刊。

金融機関との対照的な動きは、明確に、現在政府が押しすすめている超低金利政策の続行が、国民から金融機関への大規模な所得移転を引き起こし、金融機関の業務純益をふくらまし続けていることを示している。

その結果、三和銀行の頭取であり全国銀行協会連合会会長でもあった佐伯尚孝氏は、すでに1997年12月の新聞紙上で、不良債権の処理は順調に進んでおり、終わりに近づいていることを、つぎのように明言していた。

「全体の数字は極めて順調に進んでいる。95年ころには大蔵省の公表ベースで38兆円の不良債権(預金取扱金融機関合計)で、引き当て分は18兆円くらいだった。今は不良債権額が28兆円で、要処理額は4兆円に減っている。年間の業務純益は8兆円ほどであるから、全体としては償却は終わりに近づいている。」⁽²¹⁾

それにもかかわらず、政府は1998年10月成立の「金融機能再生関連法」で、60兆円もの公的資金を銀行に投入することによって、健全な銀行からも不良債権を買い取ることを可能にしたのである。

これまでは、銀行が破綻した後の破綻処理方法の一つとして、不良債権の買い取りがあったが、破綻前の銀行から不良債権を買い取るという仕組みはいっさいなかった。しかし、上記の金融再生関連法では、整理回収機構(日本版RTC)による資産の買い取りの対象となる金融機関を、(1)被管理金融機関、(2)継承銀行(ブリッジバンク)、(3)特別公的管理銀行、(4)その他の銀行とし、わざわざ「その他の銀行」を入れている。これによって、あらゆる銀行から整理回収機構が不良債権を買い取ることが可能となった。したがって、この法律は体力のある銀行を含め、すべての銀行が自らつくり出した不良債権を、公的資金によって処理しようとする露骨な銀行救済である、と言われても仕方がないであろう。

これでは、いままでの金融行政の反省はどこにいったのであろうか。すでに述べたように、大蔵省は1995年12月、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」という報

告書をまとめ、従来の護送船団方式を反省し、金融機関に対する過保護行政から市場機能を重視する行政への転換を強調した。そして、金融機関の自己責任原則を徹底し、市場規律が発揮される金融システムを構築することを高らかに宣言したはずではなかったか。また、これでどうして、金融ビッグバンのスローガンの一つである、フェア（公平）な金融市場をつくることになるのであろうか。

「消費者の自己責任」を強調することによって国民の利益を犠牲にし、大手金融機関の国際競争力をつけることをめざすという、わが国の金融ビッグバンの本質が、だれにでも透けて見えそうである。

おわりに

最近、書店で金融ビッグバンに関連づけて、消費者の自己責任をテーマにした著書に出会うことが多い。そこで本を開いてみると、案の定、金融機関の自己責任には言及せず、もっぱら消費者の自己責任の重要性を強調しているものが大半である。読みすすむにつれて、本当にこれでいいのかという思いが、こみ上げてくる。

確かに、バブルがはじけるまでの金融機関といえば、およそ国民にとって信頼できる存在であったにちがいない。しかし、金融ビッグバン以降は、銀行といえども信用することはできない。倒産することも当たり前の時代になる。その金融機関が信頼できるか、また、その金融商品が信用できるかどうかは、消費者自身が自らの責任で判断しなければならない。だから「消費者の自己責任」なのである。しかし、実はここに大きな落とし穴がある。

国民も自己責任が要求される。それは、わかる。しかし、本当に自己責任を感じなければならないのは、金融機関自身ではないのか。なぜなら、金融機関およびそこで働いている人々は、金融のエキスパートである。この金融専門家がその専門性を悪用して、バブル期にさまざまな金融犯罪や反社会的行為を行なった事実を、私たちは忘れてはいない。したがって、まず問われなければならないのは、金融機関の自己責任であるはずだ。

それにもかかわらず、現在流行している「自己責任」という言葉は、こうした金融機関の反社会的行為を免罪し、もっぱらその責任は金融機関を利用する国民の側にあると思わせ、金融機関の被害にあっても、「自分の責任だから」と国民にあきらめさせる役割を果たそうとしている。

国民が「自己責任」を感じれば感じるほど、金融機関は自己責任から免罪されるという、金融機関には都合のよい状態をつくり出しているのである。しかも、現在の政府のやり方は、以前にも増して金融機関への莫大な公的資金の投入によって金融機関を保護することにある。これでは、いつまでもたっても金融機関に自己責任意識が育ちようがない。金融機関にモラル・ハザード（moral hazard, 倫理観の欠如）を助長しているとさえ言える。

そうだとすれば、これは大変危険なことだ。本来、責任をとるべき者が責任をまぬがれ、被害者である国民がその責任をとらされる社会は、無責任社会そのものである。そうした社会にしないために、私たちは消費者の自己責任で終わらせるのではなく、金融機関の自己責任や社会的責任こそを厳しく問い続けなければならないのではなかろうか。

注

- (1) 「株価15000円台で戦後最大の不況が来る！」『週刊文春』1997年11月13日号。
- (2) 日本人生設計士協会編『自己責任時代のライフプラン指南——心の安らぎを求めて——』きんざい、1998年、4ページ。
- (3) A・ギャンブル著、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家』みすず書房、1990年、49ページ。
- (4) 中谷 巖、大田弘子『経済改革のビジョン——「平岩レポート」を超えて——』東洋経済新報社、1994年、175ページ。
- (5) 同 上。
- (6) 日刊工業新聞特別取材班編『平岩レポート——世界に示す日本の進路——』日刊工業新聞社、1994年、191ページ。
- (7) 武村正義大蔵大臣談話、1995年12月26日。
- (8) 同 上。
- (9) こうした日本における預金保険制度の改革とその歴史的意味については、藤田安一「現代日本の金融システムにおける預金保険制度 (deposit insurance system) の現状と問題点」『鳥取大学教育学部研究報告』(人文・社会科学) 第47巻第1号、1996年8月を参照。
- (10) 『日本海新聞』1998年3月8日。
- (11) 日興リサーチセンター編『全詳解 金融大改革のすべて——ビッグバンで現れる世界——』東洋経済新報社、1997年、120ページ。
- (12) 長島恒雄『手にとるようにビッグバンがわかる本』かんき出版、1997年、184ページ。
- (13) 金子 勝『反経済学——市場主義的リベラリズムの限界——』新書館、1999年、305ページ。
- (14) 前掲『自己責任時代のライフプラン指南——心の安らぎを求めて——』5ページ。
- (15) 中坊公平「住友銀行にモラルはない」『文芸春秋』1998年10月号、203ページ。
- (16) 中坊公平「銀行経営者のモラル欠如——それは必ず第二の住専問題を引き起こす——」『日本の論点'99』1999年、187ページ。
- (17) 同 上。
- (18) 前掲「住友銀行にモラルはない」『文芸春秋』205ページ。
- (19) 『日本経済新聞』1998年7月25日。
- (20) 同 上。
- (21) 『日本経済新聞』1997年12月1日。

(1999年6月10日受理)

